

平成 26 年 2 月 17 日  
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
国民年金保険料収納事業（平成 24 年度開始事業）の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記の事業の評価は以下のとおりである。

## I 事業概要等

### 1. 実施の経緯及び事業の概要

- (1) 日本年金機構（以下「機構」という。）所管の国民年金保険料収納事業は、法第 7 条に基づく公共サービス改革基本方針（平成 18 年 9 月 5 日閣議決定）において、法第 14 条に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定し、順次対象となる地区を拡大して、平成 24 年度からは全 312 年金事務所において民間競争入札を実施することを決定している。
- (2) これを受けて、機構は官民競争入札等監理委員会の議を経て「国民年金保険料収納事業における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を定め、民間競争入札により受託民間事業者を決定し、平成 24 年度から本事業を実施した。その概要は以下のとおり。

事 項	内 容
業務内容	①滞納者（強制徴収対象者を除く。以下同じ）に対する納付督促業務 ②滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務 ③被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務 ④事業報告書等の作成・報告業務 ⑤月例打合せ会議等の対応
契約期間	<b>116 年金事務所</b> 平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年間 <b>196 年金事務所</b> 平成 25 年 2 月から平成 27 年 4 月までの 2 年 3 か月間

<p>受託民間事業者</p>	<p>平成 24 年 10 月開始分 10 地区・116 年金事務所  アイ・シー・アール バックsgグループ シー・ヴィー・シー共同企業体  : 5 地区・53 年金事務所  (株) オリエントコーポレーション : 2 地区・20 年金事務所  キャリアリンク (株) : 1 地区・19 年金事務所  日立トリプルウィン (株) : 2 地区・24 年金事務所  平成 25 年 2 月開始分 13 地区・196 年金事務所  (株) アイヴィジット : 7 地区・105 年金事務所  (株) バックsgグループ : 2 地区・22 年金事務所  日立トリプルウィン (株) : 4 地区・69 年金事務所</p>
<p>契約金額 (単年度)</p>	<p>平成 24 年 10 月開始分  1, 7 1 8, 7 4 9, 2 0 0 円 (税込)  平成 25 年 2 月開始分  1, 0 3 8, 5 3 3, 4 0 0 円 (税込)</p>
<p>事業の実施に当たり確保されるべき質 (達成目標)</p>	<p>・目標とする納付率を基に、収納すべき保険料納付月数及び免除等承認件数(要求水準)を下記内容にて事務所ごと個別に設定。  平成 24年10月開始分、平成 25年2月開始分  ①現年度保険料  事業実施前年度における各事務所の現年度納付月数+0.35~0.85%  ②過年度1年目保険料  事業実施前年度における各事務所の現年度納付月数+4.0%  ③過年度2年目保険料  事業実施前年度における各事務所の過年度1年目納付月数+2.5%  ④免除等承認件数  事業実施前年度における免除等承認件数+1.5%</p>

## 2. 受託事業者決定の経緯

全国 312 か所の年金事務所を 23 地区に分け、地区ごとに入札を実施した。その結果、各地区の応札者は 4~5 者であり、計 10 地区 (116 年金事務所) においては、上記受託者が落札者となったが、計 13 地区 (196 年金事務所) において入札価格が予定価格を上回り不落となった。そのため、13 地区においては、戸別訪問員の人数を「滞納者 1.5 万人当たり 1 名以上」と設定していたものを「滞納者 1.5 万人当たり 1 名」の設置を 必須 とすること、契約期間を平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 2 年間としていたものを平成 25 年 2 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの 2 年 3 か月間と

するなど、実施要項に所要の修正を加えて再入札を行った。その結果、各地区の応札者は3~4者であり、上記受託事業者が落札者となった。

## II 評価

### 1. 評価の方法について

機構から提出された平成24年度開始事業の第1期に係る実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行うものとする。

### 2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

#### (1) 対象公共サービスの質についての実施状況

##### ア 要求水準（達成目標）の達成状況

【平成24年10月開始分】		納付月数			④免除等承認
		①現年度	②過年度1年目	③過年度2年目	
116年金事務所	実施結果	2,216,657 月	885,074 月	709,393 月	747,640 件
	達成目標	2,675,268 月	1,209,002 月	806,207 月	662,493 件
	達成率	82.86 %	73.21 %	87.99 %	112.85 %
	最低水準	2,374,475 月	846,306 月	580,473 月	649,985 件
	達成率	93.35 %	104.58 %	122.21 %	115.02 %

【平成25年2月開始分】		納付月数			④免除等承認
		①現年度	②過年度1年目	③過年度2年目	
196年金事務所	実施結果	1,956,030 月	664,548 月	386,020 月	261,465 件
	達成目標	2,172,547 月	774,427 月	425,545 月	254,040 件
	達成率	90.03 %	85.81 %	90.71 %	102.92 %
	最低水準	1,943,761 月	542,099 月	306,385 月	248,127 件
	達成率	100.63 %	122.59 %	125.99 %	105.38 %

【合計】		納付月数			④免除等承認
		①現年度	②過年度1年目	③過年度2年目	
312年金事務所	実施結果	4,172,687 月	1,549,622 月	1,095,413 月	1,009,105 件
	達成目標	4,847,815 月	1,983,429 月	1,231,752 月	916,533 件
	達成率	86.07 %	78.13 %	88.93 %	110.10 %
	最低水準	4,318,236 月	1,388,405 月	886,858 月	898,112 件
	達成率	96.63 %	111.61 %	123.52 %	112.36 %

本事業においては、要求水準として「達成目標」及び「最低水準」が設定されている。

「達成目標」に達しなかった場合には、一定の基準で委託費が減額される。もし、「最低水準」にも達しなかった場合には、委託費の減額がより多額となることが実施要項上規定されている。

納付月数については、平成 24 年 10 月開始分・平成 25 年 2 月開始分のいずれにおいても、全ての年度区分において、達成目標を達成していない。なお、現年度保険料の納付月数以外については、最低水準を達成している。

一方で、免除等承認件数については、平成 24 年 10 月開始分・平成 25 年 2 月開始分のいずれにおいても、達成目標を達成している。

上記の達成状況を踏まえた第 1 期における増減額措置は、平成 24 年 10 月開始分において全体で 54,468,784 円 (3.17%) の減額、平成 25 年 2 月開始分において全体で 33,972,834 円 (3.27%) の減額となっているが、地区別で見ると、平成 24 年 10 月開始分では、15.92%の減額から 5.53%の増額、平成 25 年 2 月開始分では、10.51%の減額から 10.87%の増額となっており、地区によって増減額に大きな差が出ている。

## イ 達成目標の達成状況（前回事業との比較）

	納付月数			④免除等承認
	①現年度	②過年度1年目	③過年度2年目	
平成24年度開始事業第1期 (平成24年10月～25年4月)	86.07 %	78.13 %	88.93 %	110.10 %
前回事業 (平成23年5月～24年4月)	58.41 %	68.37 %	99.88 %	105.92 %

※前回事業とは、平成 21 年度開始事業第 4 期と平成 22 年度開始事業第 2 期（平成 23 年 5 月～24 年 4 月）における実績である（以下のウでも同じ）。

平成 24 年度開始事業（平成 24 年 10 月開始分及び 25 年 2 月開始分の第 1 期）における達成目標の達成率については、前回事業（平成 21 年度開始事業第 4 期及び 22 年度開始事業第 2 期）と比較して、過年度 2 年目の保険料納付月数を除き、前回事業よりも上昇している。

ウ 納付督促の実施手法別の実施件数の前回との比較（滞納者1人当たり）

【平成24年10月開始分】		電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
116 年金事務所	今回	3.49 回	0.44 回	0.68 回	4.61 回
		0.50 回	0.06 回	0.10 回	0.66 回
	前回	2.41 回	0.21 回	0.54 回	3.16 回
		0.34 回	0.03 回	0.08 回	0.45 回
【平成25年2月開始分】		電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
196 年金事務所	今回	0.87 回	0.14 回	0.31 回	1.32 回
		0.29 回	0.05 回	0.10 回	0.44 回
	前回	1.13 回	0.10 回	0.37 回	1.60 回
		0.38 回	0.03 回	0.12 回	0.53 回
【合計】		電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
312 年金事務所	今回	4.36 回	0.59 回	0.98 回	5.93 回
		0.44 回	0.06 回	0.10 回	0.59 回
	前回	3.54 回	0.32 回	0.91 回	4.76 回
		0.35 回	0.03 回	0.09 回	0.48 回

※下段は1か月当たりの回数

平成24年度開始事業においては、民間競争入札実施要項で、督促頻度を「半年ごと」から「3ヶ月ごと」に強化したこと、戸別訪問員の最低限必要な設置数を「滞納者2.5万人に対して1名」から「滞納者1.5万人に対して1名」へと増やしたことなどから、平成24年10月開始分では全ての実施手法において、1か月当たりの督促件数が大幅に増加しており、平成25年2月開始分については、戸別訪問以外の督促件数がやや減少しているものの、平成24年度開始事業全体では、前回と比較して督促実施回数が増加している。

## エ 国民年金保険料納付率の推移

(下段：対前年差)

	実施年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
[現年度]	全国	59.3%	58.6% ▲0.7	59.0% +0.4
	平成 24 年 10 月開始分 116 年金事務所	56.9%	56.3% ▲0.6	56.6% +0.3
	平成 25 年 2 月開始分 196 年金事務所	60.7%	60.0% ▲0.7	60.3% +0.3
[過年度 1 年目]	全国	63.2%	62.2% ▲1.0	62.6% +0.4
	平成 24 年 10 月開始分 116 年金事務所	60.9%	59.8% ▲1.1	60.2% +0.4
	平成 25 年 2 月開始分 196 年金事務所	64.6%	63.5% ▲1.1	63.9% +0.4
[過年度 2 年目]	全国	66.8%	65.3% ▲1.5	64.5% ▲0.8
	平成 24 年 10 月開始分 116 年金事務所	64.7%	62.9% ▲1.8	62.1% ▲0.8
	平成 25 年 2 月開始分 196 年金事務所	68.0%	66.6% ▲1.4	65.9% ▲0.7

平成 24 年度の納付率については、現年度及び過年度 1 年目において低下傾向に歯止めがかかっており、23 年度と比較して漸増している。過年度 2 年目においては引き続き漸減しているものの、対前年度差の下がり幅は減少しており、改善の兆しが見られる。

### (2) 評価

納付月数については、平成 24 年 10 月開始分・平成 25 年 2 月開始分のいずれにおいても、全ての年度区分で達成目標を達成していない。また、平成 24 年 10 月開始分においては、現年度分で最低水準を達成していない。そのため、達成目標や最低水準の設定が適切な水準であるか否かについて、検証が必要である。また、達成目標や最低水準にあわせて委託費の増減額措置を執ることとしているが、その設定が適切な水準であるか否かについても、検証が必要である。

このように、達成目標が達成されていないものの、平成 24 年度開始事業

から、実施要項において督励頻度の強化等を行ったことから、納付督励の実施件数が全体的に増加している。特に、戸別訪問の実施件数が増えていることもあり、達成目標の達成率は、前回事業と比較して上昇している。

今回の評価対象期間（第1期）には含まれないが、平成25年10月から、一部の地域においてモデル事業を実施しており、電話督励の頻度を増やして毎月の頻度で行うことや戸別訪問員の必須配置数を増やすなどの試みを行っている。その結果も踏まえて、より効果的な納付督励の手法について、更なる検討が必要である。

一方で、免除等承認件数については、全体的には達成目標を達成しているものの、達成していない地区も一部に見受けられることから、未達成地区における事業の実施状況について、改善策を検討する必要がある。

また、後述のように、納付督励に当たっては、一部の民間事業者において不適切な業務処理が見られたことから、業務の適正な実施を確保するとともに、リスク管理を行うため、民間事業者への教育方法や実施体制のあり方について、検討する必要がある。

国民年金保険料の納付率については、上記のような事業の実施状況によって、一定の改善傾向が見られることから、引き続き適切な事業運営の必要がある。

### 3. 実施経費についての評価

#### ア 平成24年10月開始分116事務所（7か月分）

今回：	1,718,749千円（平成24年10月～25年4月）
前回：	1,161,967千円（平成23年10月～24年4月）
増加額：	556,782千円（47.9%）

#### イ 平成25年2月開始分196事務所（3か月分）

今回：	1,038,533千円（平成25年2月～25年4月）
前回：	833,037千円（平成24年2月～24年4月）
増加額：	205,496千円（24.7%）



#### ウ 督励納付月数 1 月（又は免除等承認件数 1 件）獲得当たりのコスト

		1月又は1件 当たりコスト	委託費	実施結果
116 年金事務所	平成24年10月開始分第1期 (平成24年10月～平成25年4月)	367.5 円	1,718,749 千円	4,676,284 月又は件
	平成21年度第4期・平成22年度第2期 (平成23年10月～平成24年4月)	274.5 円	1,161,967 千円	4,232,627 月又は件
196 年金事務所	平成25年2月開始分第1期 (平成25年2月～平成25年4月)	314.1 円	1,038,533 千円	3,306,187 月又は件
	平成21年度第4期・平成22年度第2期 (平成24年2月～平成24年4月)	269.6 円	833,037 千円	3,089,773 月又は件

平成 24 年 10 月開始分第 1 期における実施経費は約 17.2 億円であり、前回の 21 年度及び 22 年度開始事業における実施経費（平成 23 年 10 月～24 年 4 月）約 11.6 億円と比較して、大幅に（47.9%）コストが増加している。

また、平成 25 年 2 月開始分第 1 期における実施経費は約 10.4 億円であり、前回の 21 年度及び 22 年度開始事業における実施経費（平成 24 年 2 月～24 年 4 月）約 8.3 億円と比較して、平成 24 年 10 月開始分ほどではないものの、大幅に（24.7%）コストが増加している。

平成 24 年度開始分の業務については、平成 21 年度開始分・平成 22 年度開始分と比較し、督励頻度が強化されたり、戸別訪問員の設置数を増加させたりしたため、実施経費が増加しているものと考えられる。

保険料の納付月数 1 件（又は免除等承認件数 1 件）獲得当たりの実施経費は平成 24 年 10 月開始分で 367.5 円、平成 25 年 2 月開始分で 314.1 円となっており、いずれも前回より単位当たりのコストが上昇している。そのため、費用対効果を高めていく方策の検討が必要である。

#### 4. 改善指示の発出状況等

##### (1) 法第 27 条第 1 項の規定に基づく改善指示

平成 25 年 2 月開始分の一部の地区で受託している（株）アイヴィジットが雇用する戸別訪問員の一人が、平成 25 年 3 月に被保険者の意思を確認することなく、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を自ら作成し投函するなど不適切な業務処理を行ったことから、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため、機構は、平成 25 年 7 月、法第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置を執るべきことを指示した。

指示に基づき、受託事業者は毎月報告書を提出しており、当該報告書及



び機構によるヒアリングの実施の中では、25年7月から26年1月までの間においては、指示どおりの履行がなされている。また、機構は委託期間終了までの間、引き続き注視していくとしている。

## (2) 法第26条第1項の規定に基づく報告の徴収

電話督励及び戸別訪問における督励実施件数に疑義の生じた民間事業者があり、委託事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると判断したため、機構は、平成25年11月、法第26条第1項に基づき、当該民間業者に対して報告を求めた。本件については、機構において現在確認中であることから、今後、確認の結果について報告を受けることとする。

## 5. 評価のまとめ

### (1) 評価の総括

事業の実施に当たり確保されるべき質については、最低水準が概ね達成されているほか、達成目標の達成率が前回より改善されてはいるものの、依然、達成できていない状況が継続していることから、達成目標のあり方について、更なる検討が必要である。

また、実施経費についても、増加傾向にあり、単位当たりのコストも増加していることから、更なる効率的な事業実施のあり方についての検討が必要である。

### (2) 今後の方針

実施期間については、平成24年10月開始事業は平成26年9月まで、平成25年2月開始事業は平成27年4月まで、となっていることから、平成24年10月開始事業については、平成26年10月から、平成25年2月開始事業については平成27年5月から、それぞれ次期事業を開始したいとしている。

前回事業と比較して、達成目標の達成率等の実績が概ね改善していることから、次回の実施要項においては平成24年度開始事業を基本として、モデル事業の実施状況等を踏まえて、機構は、以下のとおり必要な見直しを行うこととしている。

- ① 滞納者への納付督励については、その手法を民間事業者の一定の裁量に委ねていたところであるが、
  - ・ すべての滞納者に対して納付督励を確実に実施すること
  - ・ 効率的に収納等へ結び付けるための具体的な手法や督励頻度

・ 訪問員の設置数

等について、平成 25 年 10 月から実施しているモデル事業の結果等を踏まえ検討する。

- ② 適切な事業運営やリスク管理の徹底を行うため、民間事業者への教育方法や実施体制のあり方について検討する。
- ③ 達成目標の設定のあり方について、機構の目標やこれまでの実績等を踏まえ検討する。
- ④ 入札により不落となった場合は、再度公告入札に付すこととしているが、事業の空白期間が生じないように、入札が不調になった場合の措置について、他の事業の実施要項を踏まえ検討する。
- ⑤ 優秀な受託事業者が蓄積したノウハウをその後の事業に活かすため、事業の継続性のあり方について検討する。

上記の見直しを実施した上で引き続き次期事業においても民間競争入札を実施することが適当と考えられるが、次期事業の実施に際しては、以下の点に留意することが必要である。

- ① 納付督促の強化に当たっては、戸別訪問員の確保のあり方を検討する必要がある。
- ② 民間事業者による不適切な処理が発生した場合に、早期に発見できる体制や、不適切な処理を事前に抑止する体制を検討する必要がある。

以上

## 国民年金保険料収納事業の実施状況について (平成24年度開始事業)

### I 事業概要

#### 1. 委託業務内容

本委託事業は、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務（免除等申請勧奨を含む。）を実施するものである。平成24年10月開始分は116年金事務所、平成25年2月開始分は196年金事務所において実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
- ④ 事業報告書等の作成・報告業務
- ⑤ 月例打合せ会議等の対応

#### 2. 委託期間

【平成24年10月開始分】

第1期：平成24年10月～平成25年4月（7か月）

第2期：平成25年5月～平成26年4月

第3期：平成26年5月～平成26年9月

【平成25年2月開始分】

第1期：平成25年2月～平成25年4月（3か月）

第2期：平成25年5月～平成26年4月

第3期：平成26年5月～平成27年4月

※本報告は、平成24年10月開始分第1期及び平成25年2月開始分第1期の実績報告である。

### 3. 受託事業者

別添1参照

【平成24年10月開始分】

アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィ・シー共同企業体  
株式会社オリエントコーポレーション  
キャリアリンク株式会社  
日立トリプルウィン株式会社

【平成25年2月開始分】

株式会社アイヴィジット  
株式会社バックスグループ  
日立トリプルウィン株式会社

### 4. 入札状況

【平成24年10月開始分】

- ・ 委託対象地区：23地区
- ・ 入札参加者数（延べ数）：100社
- ・ 開札日：平成24年6月26日から29日までの4日間実施。  
なお、10地区116年金事務所において受託事業者が決定したが、残りの13地区196年金事務所においては不調に終わり再入札となった。

【平成25年2月開始分】

- ・ 委託対象地区：13地区
- ・ 入札参加者数（延べ数）：43社
- ・ 開札日：平成24年12月17日から18日までの2日間実施。

## II 確保されるべき事業の質の達成状況

### 1. 確保されるべき事業の質の達成状況

#### (1) 達成目標・最低水準達成状況

別添2参照

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準及び質の確保としての最低水準を設定している。

【平成24年10月開始分】		納付月数			免除等承認
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
116 事務所	実施結果	2,216,657 月	885,074 月	709,393 月	747,640 件
	達成目標	2,675,268 月	1,209,002 月	806,207 月	662,493 件
	達成率	82.86%	73.21%	87.99%	112.85%
	最低水準	2,374,475 月	846,306 月	580,473 月	649,985 件
	達成率	93.35%	104.58%	122.21%	115.02%

【平成25年2月開始分】		納付月数			免除等承認
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
196 事務所	実施結果	1,956,030 月	664,548 月	386,020 月	261,465 件
	達成目標	2,172,547 月	774,427 月	425,545 月	254,040 件
	達成率	90.03%	85.81%	90.71%	102.92%
	最低水準	1,943,761 月	542,099 月	306,385 月	248,127 件
	達成率	100.63%	122.59%	125.99%	105.38%

【合計 (H2510+H2502)】		納付月数			免除等承認
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
312 事務所	実施結果	4,172,687 月	1,549,622 月	1,095,413 月	1,009,105 件
	達成目標	4,847,815 月	1,983,429 月	1,231,752 月	916,533 件
	達成率	86.07%	78.13%	88.93%	110.10%
	最低水準	4,318,236 月	1,388,405 月	886,858 月	898,112 件
	達成率	96.63%	111.61%	123.52%	112.36%

#### ① 納付月数の達成状況

納付月数については、平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業において、現年度、過年度1年目及び過年度2年目全ての達成目標を達成していない。

② 免除等承認の達成状況

免除等承認については、平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業において、達成目標を達成している。

**2. 達成目標の達成状況に対する分析**

(1) 前回事業と平成24年度開始事業との比較

前回事業（平成21年度開始事業第4期＋平成22年度開始事業第2期）の過年度2年目を除き、総じて平成24年度開始事業（平成24年10月開始事業＋平成25年2月開始事業）は、前回事業よりも達成目標達成率が上回っている。

期	達成目標達成率			
	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
前回事業(*) (H23.5~H24.4)	58.41%	68.37%	99.88%	105.92%



平成24年度開始事業 第1期(H24.10~H25.4)	86.07%	78.13%	88.93%	110.10%
平成24年10月開始 (H24.10~H25.4)	82.86%	73.21%	87.99%	112.85%
平成25年2月開始 (H25.2~H25.4)	90.03%	85.81%	90.71%	102.92%

\* 平成21年度開始事業第4期と平成22年度開始事業第2期を合算した達成率

(2) 達成状況が改善された要因

上記2.(1)は、平成22年度開始事業の実績を踏まえ、民間競争入札実施要項を見直し(※)の結果、接触率はやや低下したものの、全ての納付督促手法において実施回数が増加し滞納者に対する接触機会が増えたこと、機構においては実施困難である休日・夜間等の納付督促等、受託事業者による効果的な納付督促や免除勧奨が実施できたことが主な要因と考えられる。

また、年金事務所と受託事業者の協力連携が、更に強化され、受託事業者に対する納付に結び付きやすい滞納者属性等の情報提供や受託事業者の取組結果の分析により、受託事業者において、現年度を中心に効果的な取組を促進したものと考えられる。

なお、第2期以降においては、計画どおりに必要な納付督促を実施しつつ、接触率の強化等に取り組むことにより、実績の向上が期待される。

※平成24年度開始事業の民間競争入札実施要項の主な改善点は以下のとおり。

- ・ 督励頻度の強化  
すべての滞納者に対して、「半年ごと」⇒「3ヶ月ごと」の頻度で実施
- ・ 事業報告書の見直し  
月次報告書に「督励効果の分析、居所不明者、従事者研修の実施状況」の内容を追加し、より詳細な督励状況の把握
- ・ 戸別訪問の更なる活用  
戸別訪問員の最低限必要な設置数を、「滞納者2.5万人に対して1名」⇒「滞納者1.5万人に対して1名」と設定

**(参考) 達成目標の達成状況に対する増減額措置の状況**

別添3参照

(1) 増減額措置の状況

達成目標の達成を促進するために、民間事業者に対して、増減額措置を講じており、措置の状況は以下のとおりである。

(平成24年10月～平成25年4月)			
平成24年10月 開始分	期別委託費(税込) A	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A-B
	1,718,748,124円	▲54,468,784円 (▲3.17%)	1,664,279,340円
(平成25年2月～平成25年4月)			
平成25年2月 開始分	期別委託費(税込) A'	増減措置額(税込) B'	増減措置後の額(税込) A' - B'
	1,038,531,552円	▲33,972,834円 (▲3.27%)	1,004,558,718円

(2) 増減額措置の考え方

i 増額の場合

納付月数(現年度・過年度1年目・過年度2年目)及び免除等承認件数における達成目標に対して、それぞれ達成目標を超過した割合0.1%ごとに、0.1%を期別委託費に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

ii 減額の場合

a 最低水準に達している場合

各達成目標に対して、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を期別委託費に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

b 最低水準に達していない場合

各達成目標に対して、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を期別委



託費に乗じて得た額を減額する。また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

### Ⅲ 実施状況についての調査

#### 1. 調査の実施方法

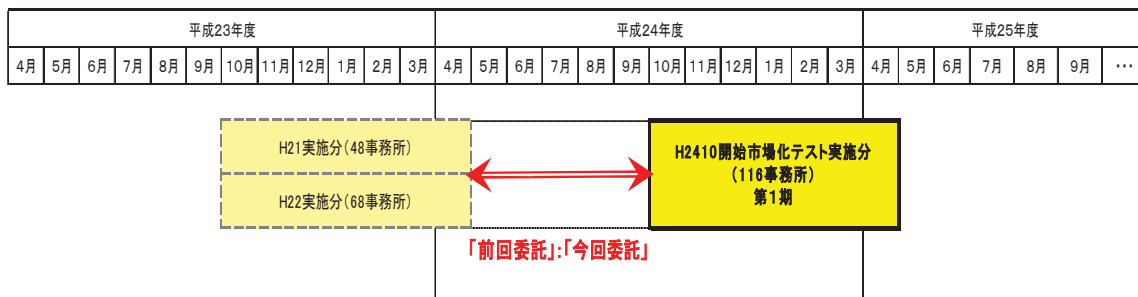
民間競争入札実施要項に基づき、以下の（ア）から（オ）の調査項目について、民間事業者が今回及び前回実施した収納事業の実施状況について調査を行う。

- （ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- （イ）納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- （ウ）全滞納者への督促の実施状況
- （エ）納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の効果
- （オ）事業の運営に要した費用

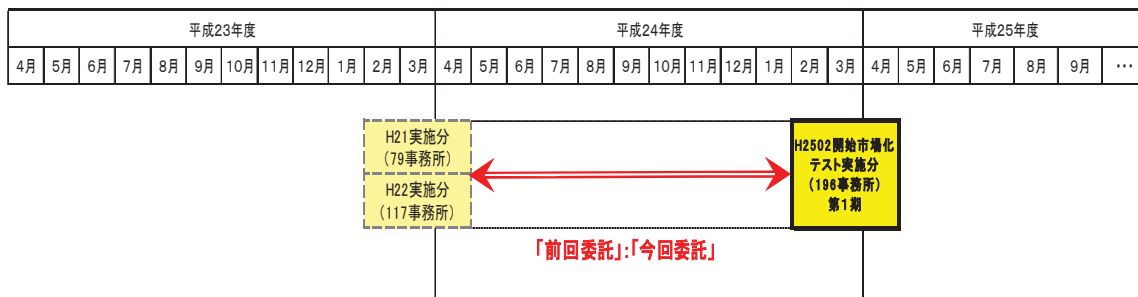
#### 2. 比較

上記1.の調査項目について、今回の委託事業と前回の委託事業との実績を比較する。

<平成24年10月開始分の比較の考え方>



<平成25年2月開始分の比較の考え方>



※入札により、今回の委託事業者と前回の委託事業者とは異っている。

### 3. 調査結果

(ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数の比較

別添4参照

① 現年度納付月数、過年度納付月数及び免除等（全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予）承認件数

【平成24年10月開始分】	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（116事務所）	18,465,564月	942,692月	768,826月	747,640件
前回（116事務所）	19,144,136月	740,480月	717,804月	696,373件

【平成25年2月開始分】	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（196事務所）	15,266,504月	679,395月	408,183月	261,465件
前回（196事務所）	15,669,547月	596,600月	441,077月	267,407件

② 納付率及び免除承認率

【平成24年10月開始分】	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (116事務所)	51.8%→56.6% (+4.8ポイント)	58.7%→60.2% (+1.5ポイント)	61.1%→62.1% (+1.0ポイント)	<u>10.8%</u>
前回 (116事務所)	53.0%→56.3% (+3.3ポイント)	59.1%→59.8% (+0.7ポイント)	62.1%→62.9% (+0.8ポイント)	9.8%

【平成25年2月開始分】	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (196事務所)	58.5%→60.3% (+1.8ポイント)	63.3%→63.9% (+0.6ポイント)	65.6%→65.9% (+0.3ポイント)	2.3%
前回 (196事務所)	58.5%→60.0% (+1.5ポイント)	63.0%→63.5% (+0.5ポイント)	66.3%→66.6% (+0.3ポイント)	2.3%

※ 現年度納付月数については、市場化テスト事業の業務範囲となっていない「納期限内納付月数」を含めた月数となっているため、督促対象となる「納期限後納付月数」を比較。

【平成24年10月開始分】	納期限後納付月数	期間伸び幅
今回 (116事務所)	2,217,126月	6.0%→11.1% (+5.1ポイント)
前回 (116事務所)	2,077,970月	6.2%→10.2% (+4.0ポイント)

【平成25年2月開始分】	納期限後納付月数	期間伸び幅
今回 (196事務所)	1,957,144月	10.6%→12.7% (+2.1ポイント)
前回 (196事務所)	1,784,689月	10.2%→11.7% (+1.5ポイント)

(イ) (ウ) 納付督促の実施手法別の実施件数及び全滞納者への督促実施状況の比較  
 (「滞納者一人当たりの督促実施回数」の比較) 別添5参照

(下段：1ヶ月当たりの回数)

【平成24年10月開始分】	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (116 事務所)	3.49 回 ( <u>0.50 回</u> )	0.44 回 ( <u>0.06 回</u> )	0.68 回 ( <u>0.10 回</u> )	4.61 回 ( <u>0.66 回</u> )
前回 (116 事務所)	2.41 回 (0.34 回)	0.21 回 (0.03 回)	0.54 回 (0.08 回)	3.16 回 (0.45 回)

【平成25年2月開始分】	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (196 事務所)	0.87 回 (0.29 回)	0.14 回 ( <u>0.05 回</u> )	0.31 回 (0.10 回)	1.32 回 (0.44 回)
前回 (196 事務所)	1.13 回 ( <u>0.38 回</u> )	0.10 回 (0.03 回)	0.37 回 ( <u>0.12 回</u> )	1.60 回 ( <u>0.53 回</u> )

【合計 (H2410+H2502)】	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (312 事務所)	4.36 回 ( <u>0.44 回</u> )	0.59 回 ( <u>0.06 回</u> )	0.98 回 ( <u>0.10 回</u> )	5.93 回 ( <u>0.59 回</u> )
前回 (312 事務所)	3.54 回 (0.35 回)	0.32 回 (0.03 回)	0.91 回 (0.09 回)	4.76 回 (0.48 回)

(エ) 接触率等の効果の比較 別添6参照

i) 電話督促

【平成24年10月開始分】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (116 事務所)	13.0%	<u>17.1%</u>	2.21 月
前回 (116 事務所)	<u>17.1%</u>	16.5%	<u>2.33 月</u>

【平成25年2月開始分】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (196 事務所)	<u>20.8%</u>	16.2%	<u>2.58 月</u>
前回 (196 事務所)	15.8%	<u>16.8%</u>	2.36 月

【合計 (H2410+H2502)】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (312 事務所)	15.5%	<u>16.7%</u>	<u>2.36 月</u>
前回 (312 事務所)	<u>16.5%</u>	16.6%	2.34 月

- (注1) 接触率 (督促実施により接触できた件数の割合)  
 (注2) 効果率 (接触できた件数のうち、納付した件数の割合)  
 (注3) 寄与率 (納付1件当たりの納付月数)

ii) 戸別訪問

【平成24年10月開始分】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (116 事務所)	26.7%	4.5%	2.69 月
前回 (116 事務所)	<u>28.2%</u>	<u>6.7%</u>	<u>2.76 月</u>

【平成25年2月開始分】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (196 事務所)	<u>25.1%</u>	6.5%	2.71 月
前回 (196 事務所)	24.2%	<u>7.8%</u>	<u>2.87 月</u>

【合計(H2410+H2502)】	接触率 (%)	効果率 (%)	寄与率 (月/件)
今回 (312 事務所)	26.1%	5.2%	2.70 月
前回 (312 事務所)	<u>26.4%</u>	<u>7.1%</u>	<u>2.81 月</u>

- (注1) 接触率 (督励実施により接触できた件数の割合)  
(注2) 効果率 (接触できた件数のうち、納付した件数の割合)  
(注3) 寄与率 (納付1件当たりの納付月数)

(オ) 事業の運営に要した費用の比較

別添7参照

督励納付月数1月及び免除等承認件数1件獲得あたりに要した費用。

【平成24年10月開始分】	納付1月(免除1件)獲得に要した費用
今回 (116 事務所)	367.5 円
前回 (116 事務所)	<u>274.5 円</u>

【平成25年2月開始分】	納付1月(免除1件)獲得に要した費用
今回 (196 事務所)	314.1 円
前回 (196 事務所)	<u>269.6 円</u>

IV 実施経費の状況

別添7参照

平成24年10月開始分第1期における実施経費については、約17.2億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約11.6億円となっており、増加している。

平成25年2月開始分第1期における実施経費については、約10.4億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約8.3億円となっており、増加している。

なお、実施経費が増加している要因は、平成24年度開始分の業務内容について、前回委託(平成22年度開始分)と比較し、督励頻度の強化や戸別訪問員の必須配置、達成目標及び入札方法の見直し等、委託費の増加要因が含まれていたからと考えられる。

## V その他

### 1. 国民年金保険料納付率の推移

平成24年度の納付率については、現年度及び過年度1年目において低下傾向に歯止めがかかっている。過年度2年目においては年々漸減しているが、対前年差では改善の兆しがみられる。

納付率改善の兆しの主な要因としては、効果的な免除等申請勧奨により免除等承認の達成目標が達成できていること、また、納付督促についても、現年度、過年度1年目及び過年度2年目の全てにおいて、達成目標に到達していないものの、改善傾向となっていること等が考えられる。

[現年度]

(下段：対前年差)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>全国</b>	<b>59.3%</b>	<b>58.6%</b> (▲0.7)	<b>59.0%</b> (+0.4)
平成24年10月開始分 116事務所	56.9%	56.3%	56.6%
		(▲0.6)	(+0.3)
平成25年2月開始分 196事務所	60.7%	60.0%	60.3%
		(▲0.7)	(+0.3)

[過年度1年目]

(下段：対前年差)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>全国</b>	<b>63.2%</b>	<b>62.2%</b> (▲1.0)	<b>62.6%</b> (+0.4)
平成24年10月開始分 116事務所	60.9%	59.8%	60.2%
		(▲1.1)	(+0.4)
平成25年2月開始分 196事務所	64.6%	63.5%	63.9%
		(▲1.1)	(+0.4)

[過年度2年目]

(下段：対前年差)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>全国</b>	<b>66.8%</b>	<b>65.3%</b> (▲1.5)	<b>64.5%</b> (▲0.8)
平成24年10月開始分 116事務所	64.7%	62.9%	62.1%
		(▲1.8)	(▲0.8)
平成25年2月開始分 196事務所	68.0%	66.6%	65.9%
		(▲1.4)	(▲0.7)

### 2. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第27条第1項に基づく指示

株式会社アイヴィジットが雇用する中部③地区の戸別訪問員の一人が、平成25年3月2日から14日までの間、不適切な業務処理を行ったことから、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、株式会社アイヴィジットに対して必要な措置をとるべきことを平成

25年7月22日に指示した。

当該指示に係る報告書（毎月20日提出）及び業者ヒアリングの実施により、平成25年7月から平成26年1月までの間において、指示どおりの履行がされていると判断している。

なお、再発予防及び本事業の適正かつ確実な実施の徹底の観点から、委託期間終了までの間は引き続き注視していくものとする。

### 3. 督励実施件数に関する報告の徴収

電話督励及び戸別訪問における督励実施件数に疑義の生じた民間事業者があり、平成25年11月28日付けで、法第26条第1項に基づく報告の徴収を実施し、現在確認中である。

### 4. 実施要項の見直し

平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業については、前回事業と比較して、納付率の改善や達成目標達成状況等の実績が概ね改善していることから、次回の実施要項においては、平成25年2月開始事業を基本として、必要な見直しを行うものとする。主な見直し内容は以下のとおりである。

#### ① 納付督励の適正な実施

滞納者への納付督励については、その手法を民間事業者の一定の裁量に委ねていたところであるが、すべての滞納者に確実に実施し、かつ効率的に収納等へ結び付けるための具体的な手法や督励頻度、訪問員の設置数等について、平成24年10月から実施しているモデル事業の結果等を踏まえ検討する。

- ・ 督励頻度については、現在、3ヶ月に1度以上としている。
- ・ 戸別訪問員の最低限必要な設置数については、滞納者1.5万人に対して1名としている。

#### ② 業務品質の向上

適切な事業運営やリスク管理の徹底を行うため、民間事業者への教育方法や実施体制のあり方について検討する。

#### ③ 達成目標の設定

達成目標の設定のあり方について、日本年金機構の目標やこれまでの実績等を踏まえ検討する。

#### ④ 初回の入札で落札者が決定しなかった時の取扱い

入札により不落となった場合は、再度公告入札に付すこととしているが、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議、公告期間及び落札後の準備期間等のリードタイムを確保する必要があるため、新たに事業を開始するまでに7か月程度の空白期間が発生する。そのため、入札が不調になった場合の措置につい

て、他の市場化テスト事業の実績等を踏まえ検討する。

⑤ 成績優秀な受託事業者の確保

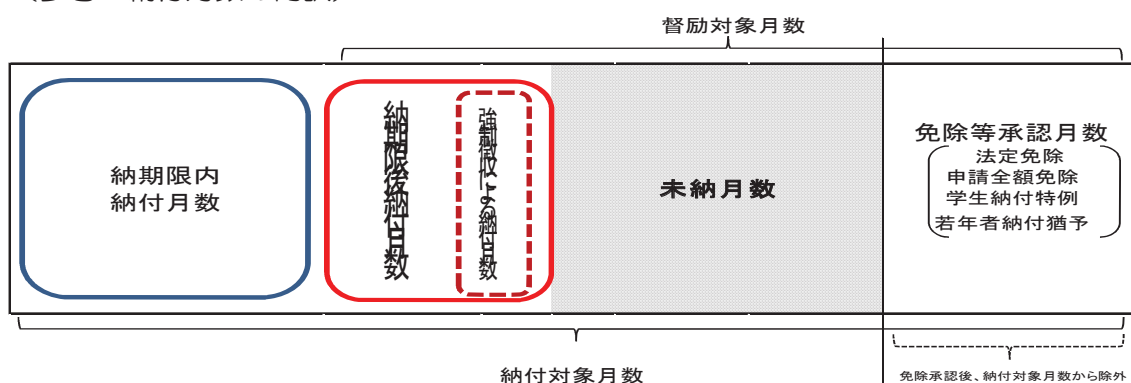
契約期間が終了するとそのまま契約が終了し、優秀な受託事業者が蓄積したノウハウがその後の事業に活かされなため、事業の継続性のあり方について検討する。



【参考】 ■用語集（納付率関係） ■

- 納付率（％）…… 
$$\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$
- 納付対象月数…… 納付すべき月数（※1）。なお、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数は含まない。
- 納付月数……… 実際に納付された月数（※1）。  
 （※1）現年度 → 当該年度  
 過年度1年目 → 当該年度に対する前年度  
 過年度2年目 → 当該年度に対する前々年度
- 納期限内納付月数…… 当該月の翌月末日（納期限）までに納付された月数。
- 納期限後納付月数…… 納期限を過ぎて納付された月数。
- 督促対象月数……… 納付対象月数から納期限内納付月数及び強制徴収による納付月数を除した月数
- 免除等承認率（％）…… 
$$\frac{\text{免除等（※2）承認件数}}{\text{第1号被保険者数}} \times 100$$
  
 （※2）免除等 → 法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予

（参考：納付月数の内訳）



$$\langle \text{例} \rangle \text{ 納付率} 60\% = \frac{\text{（納期限内納付月数）} 50 + \text{（納期限後納付月数）} 10}{\text{（納付対象月数）} 120 - \text{（免除等承認月数）} 20} \times 100 = \frac{60}{100} \times 100$$

**国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）  
（平成24年10月開始分）**

受託事業者名	受託箇所数
アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィ・シー共同企業体	5地区、53事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>北関東信越①</b>（水戸南、土浦、日立、下館、水戸北、宇都宮西、栃木、大田原、今市、宇都宮東）</li> <li>・ <b>中部②</b>（静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、富士、清水、三島、掛川）</li> <li>・ <b>近畿④</b>（三宮、須磨、東灘、兵庫、尼崎、姫路、明石、豊岡、西宮、加古川）</li> <li>・ <b>九州①</b>（博多、中福岡、南福岡、小倉北、久留米、直方、八幡、大牟田、東福岡、小倉南、西福岡、佐賀、唐津、武雄、長崎南、長崎北、佐世保、諫早）</li> <li>・ <b>九州③</b>（那覇、コザ、名護、平良、石垣、浦添）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
㈱オリエントコーポレーション	2地区、20事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>南関東③</b>（立川、武蔵野、青梅、八王子、府中、甲府、大月、竜王）</li> <li>・ <b>近畿③</b>（天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、東大阪、堺西、和歌山東、田辺、和歌山西）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
キャリアリンク㈱	1地区、19事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>九州②</b>（熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名、大分、別府、佐伯、日田、宮崎、延岡、都城、高鍋、鹿児島南、川内、鹿屋、奄美大島、鹿児島北、加治木）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン㈱	2地区、24事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>近畿②</b>（大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、枚方、豊中、吹田、守口）</li> <li>・ <b>中国①</b>（鳥取、米子、倉吉、松江、浜田、出雲、岡山西、倉敷東、津山、高梁、岡山東、倉敷西）</li> </ul>	

**国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）**  
**（平成25年2月開始分）**

受託事業者名	受託箇所数
㈱アイヴィジット	7地区、105事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>北海道</b>（札幌東、札幌西、函館、旭川、釧路、岩見沢、室蘭、小樽、北見、帯広、砂川、稚内、留萌、苫小牧、札幌北、新さっぽろ）</li> <li>・ <b>東北①</b>（青森、八戸、弘前、むつ、盛岡、一関、宮古、二戸、花巻、秋田、鷹巣、大曲、本荘）</li> <li>・ <b>北関東信越②</b>（浦和、熊谷、川越、大宮、春日部、秩父、所沢、越谷）</li> <li>・ <b>北関東信越③</b>（前橋、桐生、高崎、渋川、太田、新潟西、長岡、上越、三条、新発田、柏崎、新潟東、六日町、長野南、岡谷、飯田、松本、小諸、伊那、長野北）</li> <li>・ <b>南関東④</b>（鶴見、横浜中、横浜南、港北、横浜西、川崎、平塚、相模原、小田原、横須賀、高津、厚木、藤沢）</li> <li>・ <b>中部①</b>（富山、高岡、魚津、砺波、金沢北、七尾、小松、金沢南、岐阜南、多治見、大垣、高山、美濃加茂、岐阜北、津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢）</li> <li>・ <b>中部③</b>（大曾根、鶴舞、笠寺、中村、熱田、昭和、名古屋北、名古屋西、豊橋、一宮、岡崎、半田、刈谷、瀬戸、豊田、豊川）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
㈱バックスグループ	2地区、22事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>南関東①</b>（千葉、船橋、木更津、佐原、松戸、幕張、市川）</li> <li>・ <b>四国</b>（徳島北、阿波半田、徳島南、高松東、高松西、善通寺、松山西、今治、宇和島、松山東、新居浜、高知東、幡多、南国、高知西）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン㈱	4地区、69事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>東北②</b>（仙台南、仙台北、石巻、古川、仙台東、大河原、山形、鶴岡、米沢、新庄、寒河江、東北福島、平、郡山、会津若松、相馬、白河）</li> <li>・ <b>南関東②</b>（千代田、中央、港、上野、文京、足立、江東、江戸川、墨田、葛飾、板橋、池袋、新宿、杉並、渋谷、世田谷、品川、大田、練馬、目黒、荒川、北、中野）</li> <li>・ <b>近畿①</b>（福井、敦賀、武生、大津、彦根、草津、上京、中京、下京、京都南、京都西、舞鶴、奈良、大和高田、桜井）</li> <li>・ <b>中国②</b>（広島東、広島西、福山、呉、三原、三次、広島南、備後府中、山口、下関、徳山、宇部、岩国、萩）</li> </ul>	

## 達成目標等の達成状況

◆平成24年10月開始分 第1期(H24.10~H25.4)

契約地区名	受託事業者	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北関東信越①地区	アイ・シー・アール・バックスグループ シー・ウィ・シー共同企業体	79.94%	91.79%	69.44%	99.21%	80.08%	111.23%	79.48%	81.39%
南関東③地区	(株)オリエントコーポレー ション	86.65%	96.09%	77.12%	110.17%	99.71%	138.48%	104.33%	106.82%
中部②地区	アイ・シー・アール・バックスグループ シー・ウィ・シー共同企業体	83.29%	91.95%	65.32%	93.31%	73.49%	102.06%	125.59%	129.11%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	83.90%	93.16%	74.67%	106.67%	99.92%	138.79%	135.24%	137.85%
近畿③地区	(株)オリエントコーポレー ション	80.93%	91.65%	67.89%	96.99%	86.78%	120.52%	115.19%	117.23%
近畿④地区	アイ・シー・アール・バックスグループ シー・ウィ・シー共同企業体	78.36%	89.73%	69.26%	98.95%	82.14%	114.08%	122.70%	124.97%
中国①地区	日立トリプルウィン(株)	88.88%	97.56%	73.50%	105.00%	84.12%	116.84%	114.44%	116.66%
九州①地区	アイ・シー・アール・バックスグループ シー・ウィ・シー共同企業体	83.41%	96.07%	75.48%	107.83%	90.46%	125.64%	116.36%	118.31%
九州②地区	キャリアリンク(株)	85.80%	95.44%	81.00%	115.71%	88.15%	122.43%	108.14%	109.97%
九州③地区	アイ・シー・アール・バックスグループ シー・ウィ・シー共同企業体	72.30%	83.15%	83.71%	119.58%	93.68%	130.12%	108.63%	110.00%
合 計		82.86%	93.35%	73.21%	104.58%	87.99%	122.21%	112.85%	115.02%

## 達成目標等の達成状況

## ◆平成25年2月開始分 第1期(H25.2~H25.4)

契約地区名	受託事業者	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北海道地区	(株)アイヴィジット	89.89%	100.95%	82.33%	117.61%	88.78%	123.32%	109.85%	111.92%
東北①地区	(株)アイヴィジット	91.07%	102.27%	89.61%	128.01%	84.55%	117.43%	114.37%	116.65%
東北②地区	日立トリプルウィン(株)	92.99%	104.81%	98.26%	140.37%	92.33%	128.25%	139.17%	142.06%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット	89.19%	97.50%	85.29%	121.84%	97.07%	134.82%	83.04%	85.23%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット	87.95%	99.12%	81.24%	116.07%	70.07%	97.32%	85.56%	87.60%
南関東①地区	(株)バックスグループ	87.05%	94.55%	90.47%	129.24%	95.33%	132.40%	110.33%	113.29%
南関東②地区	日立トリプルウィン(株)	91.98%	101.21%	98.96%	141.37%	107.52%	149.34%	111.51%	114.97%
南関東④地区	(株)アイヴィジット	90.86%	100.36%	100.52%	143.59%	111.15%	154.37%	78.85%	81.04%
中部①地区	(株)アイヴィジット	94.20%	109.25%	77.08%	110.11%	70.12%	97.40%	116.49%	119.41%
中部③地区	(株)アイヴィジット	89.96%	101.33%	64.92%	92.74%	76.03%	105.60%	96.26%	98.74%
近畿①地区	日立トリプルウィン(株)	94.58%	108.87%	82.35%	117.65%	87.63%	121.71%	118.15%	120.36%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	81.74%	92.20%	69.54%	99.34%	84.35%	117.17%	92.11%	93.98%
四国地区	(株)バックスグループ	81.20%	94.11%	70.32%	100.46%	75.85%	105.35%	103.61%	105.48%
合 計		90.03%	100.63%	85.81%	122.59%	90.71%	125.99%	102.92%	105.38%

## 増減額措置の状況

## ◆平成24年10月開始分 第1期(H24.10—H25.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A-B
北関東信越①地区	アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	¥204,976,800	-15.92%	(¥32,634,826)	¥237,611,626
南関東③地区	(株)オリエントコーポレーション	¥133,110,338	-2.83%	(¥3,765,168)	¥136,875,506
中部②地区	アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	¥132,300,000	-1.38%	(¥1,823,812)	¥134,123,812
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	¥208,813,500	5.53%	¥11,547,577	¥197,265,923
近畿③地区	(株)オリエントコーポレーション	¥213,825,838	-3.39%	(¥7,251,187)	¥221,077,025
近畿④地区	アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	¥173,460,000	-2.65%	(¥4,595,468)	¥178,055,468
中国①地区	日立トリプルウィン(株)	¥119,128,800	-1.22%	(¥1,448,854)	¥120,577,654
九州①地区	アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	¥246,225,000	-1.41%	(¥3,471,357)	¥249,696,357
九州②地区	キャリアリンク(株)	¥213,407,849	-2.74%	(¥5,850,853)	¥219,258,702
九州③地区	アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	¥73,500,000	-7.04%	(¥5,174,836)	¥78,674,836
		¥1,718,748,124	-3.17%	(¥54,468,784)	¥1,773,216,908

(再掲：業者別)

受託事業者	落札地区数	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A-B
アイ・シー・アール パックスグループ シー・ガイ・シー共同企業体	5 地区	¥830,461,800	-5.74%	(¥47,700,299)	¥878,162,099
(株)オリエント コーポレーション	2 地区	¥346,936,175	-3.18%	(¥11,016,355)	¥357,952,530
日立トリプルウィン (株)	2 地区	¥327,942,300	3.08%	¥10,098,723	¥317,843,577
キャリアリンク(株)	1 地区	¥213,407,849	-2.74%	(¥5,850,853)	¥219,258,702

(注) 期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。

## 増減額措置の状況

## ◆平成25年2月開始分 第1期(H25.2-H25.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A-B
北海道地区	(株) アイヴィジット	¥58,606,333	-1.10%	(¥642,389)	¥59,248,722
東北①地区	(株) アイヴィジット	¥52,189,667	1.27%	¥660,737	¥51,528,930
東北②地区	日立トリプルウィン(株)	¥83,103,183	10.87%	¥9,030,445	¥74,072,738
北関東信越②地区	(株) アイヴィジット	¥103,076,167	-9.86%	(¥10,158,797)	¥113,234,964
北関東信越③地区	(株) アイヴィジット	¥80,167,500	-10.51%	(¥8,427,429)	¥88,594,929
南関東①地区	(株) バックスグループ	¥102,861,541	-2.35%	(¥2,420,466)	¥105,282,007
南関東②地区	日立トリプルウィン(株)	¥138,833,333	1.24%	¥1,720,063	¥137,113,270
南関東④地区	(株) アイヴィジット	¥103,318,833	-8.73%	(¥9,017,269)	¥112,336,102
中部①地区	(株) アイヴィジット	¥62,571,833	0.50%	¥313,617	¥62,258,216
中部③地区	(株) アイヴィジット	¥78,150,333	-9.55%	(¥7,463,343)	¥85,613,676
近畿①地区	日立トリプルウィン(株)	¥73,500,000	3.14%	¥2,304,694	¥71,195,306
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	¥49,000,000	-11.23%	(¥5,504,343)	¥54,504,343
四国地区	(株) バックスグループ	¥53,152,827	-8.22%	(¥4,368,354)	¥57,521,181
		¥1,038,531,552	-3.27%	(¥33,972,834)	¥1,072,504,386

(再掲：業者別)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A-B
(株) アイヴィジット	7 地区	¥538,080,667	-6.46%	(¥34,734,873)	¥572,815,540
日立トリプルウィン(株)	4 地区	¥344,436,517	2.19%	¥7,550,859	¥336,885,658
(株) バックスグループ	2 地区	¥156,014,368	-4.35%	(¥6,788,820)	¥162,803,188

(注) 期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。



## (ア) 納付率の「伸び幅」比較 詳細データ

平成24年10月開始分

【第1期】平成24年10月～平成25年4月(7カ月)

《現年度》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H23.9末	H24.4末	H24.9末	H25.4末
納付対象月数	24,859,724月	57,401,560月	23,965,661月	54,555,538月
納付月数	13,164,686月	32,308,822月	12,418,302月	30,883,866月
(差分)		19,144,136月		18,465,564月
納付率	53.0%	56.3%	51.8%	56.6%
期間伸び幅		+3.3ポイント		+4.8ポイント

＜督促対象月数のみ再掲＞	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H23.9末	H24.4末	H24.9末	H25.4末
督促対象月数	12,461,597月	27,937,267月	12,279,826月	26,621,265月
納期限後納付月数	766,559月	2,844,529月	732,467月	2,949,593月
(差分)		2,077,970月		2,217,126月
督促対象の納付率	6.2%	10.2%	6.0%	11.1%
期間伸び幅		+4.0ポイント		+5.1ポイント

《過年度1年目》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H23.9末	H24.4末	H24.9末	H25.4末
納付対象月数	59,199,890月	59,742,228月	56,755,028月	56,901,638月
納付月数	35,002,244月	35,742,724月	33,289,186月	34,231,878月
(差分)		740,480月		942,692月
納付率	59.1%	59.8%	58.7%	60.2%
期間伸び幅		+0.7ポイント		+1.5ポイント

《過年度2年目》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H23.9末	H24.4末	H24.9末	H25.4末
納付対象月数	62,257,217月	62,624,328月	59,898,339月	60,124,835月
納付月数	38,660,608月	39,378,412月	36,586,977月	37,355,803月
(差分)		717,804月		768,826月
納付率	62.1%	62.9%	61.1%	62.1%
期間伸び幅		+0.8ポイント		+1.0ポイント

《免除等承認件数》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H23.10～H24.3		H24.10～H25.3	
承認件数	696,373件		747,640件	
被保険者数	7,076,639人		6,952,111人	
承認率	9.8%		10.8%	

## (ア) 納付率の「伸び幅」比較 詳細データ

平成25年2月開始分

【第1期】平成25年2月～平成25年4月(3カ月)

《現年度》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H24.1末	H24.4末	H25.1末	H25.4末
納付対象月数	78,749,678月	103,022,407月	75,112,847月	98,186,520月
納付月数	46,096,085月	61,765,632月	43,951,603月	59,218,107月
(差分)		15,669,547月		15,266,504月
納付率	58.5%	60.0%	58.5%	60.3%
期間伸び幅		+1.5ポイント		+1.8ポイント

＜管励対象月数のみ再掲＞	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H24.1末	H24.4末	H25.1末	H25.4末
督励対象月数	36,352,472月	46,740,343月	34,875,118月	44,639,431月
納期限後納付月数	3,698,879月	5,483,568月	3,713,874月	5,671,018月
(差分)		1,784,689月		1,957,144月
督励対象の納付率	10.2%	11.7%	10.6%	12.7%
期間伸び幅		+1.5ポイント		+2.1ポイント

《過年度1年目》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H24.1末	H24.4末	H25.1末	H25.4末
納付対象月数	107,033,883月	107,108,930月	102,183,227月	102,313,241月
納付月数	67,446,574月	68,043,174月	64,678,498月	65,357,893月
(差分)		596,600月		679,395月
納付率	63.0%	63.5%	63.3%	63.9%
期間伸び幅		+0.5ポイント		+0.6ポイント

《過年度2年目》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H24.1末	H24.4末	H25.1末	H25.4末
納付対象月数	111,545,600月	111,651,014月	107,498,802月	107,633,847月
納付月数	73,908,561月	74,349,638月	70,521,619月	70,929,802月
(差分)		441,077月		408,183月
納付率	66.3%	66.6%	65.6%	65.9%
期間伸び幅		+0.3ポイント		+0.3ポイント

《免除等承認件数》	前回(H23保険料)		今回(H24保険料)	
	H24.2～H24.3		H25.2～H25.3	
承認件数	267,407件		261,465件	
被保険者数	11,640,413人		11,391,553人	
承認率	2.3%		2.3%	

## (イ)(ウ)滞納者への督促実施状況 詳細データ

## 1. 委託事業(今回)の取組

平成24年10月開始分 第1期(H24.10~H25.4)7ヵ月

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
北関東信越①地区	アイシー・アル バックスグループ シー・ワイ・シー共同企業体	10ヶ所	378,994 人	930,717回	2.46回	138,555回	0.37回	195,768回	0.52回	1,265,040回	3.34回
南関東③地区	株式会社エントコーポレーション	8ヶ所	357,282 人	1,494,320回	4.18回	131,401回	0.37回	182,229回	0.51回	1,807,950回	5.06回
中部②地区	アイシー・アル バックスグループ シー・ワイ・シー共同企業体	9ヶ所	234,949 人	889,555回	3.79回	95,336回	0.41回	152,828回	0.65回	1,137,719回	4.84回
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	359,981 人	1,115,028回	3.10回	207,809回	0.58回	338,422回	0.94回	1,661,259回	4.61回
近畿③地区	株式会社エントコーポレーション	12ヶ所	277,952 人	1,624,893回	5.85回	173,534回	0.62回	198,166回	0.71回	1,996,593回	7.18回
近畿④地区	アイシー・アル バックスグループ シー・ワイ・シー共同企業体	10ヶ所	258,380 人	820,757回	3.18回	127,885回	0.49回	285,418回	1.10回	1,234,060回	4.78回
中国①地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	168,444 人	662,002回	3.93回	78,220回	0.46回	97,178回	0.58回	837,400回	4.97回
九州①地区	アイシー・アル バックスグループ シー・ワイ・シー共同企業体	18ヶ所	510,958 人	1,273,918回	2.49回	174,307回	0.34回	355,396回	0.70回	1,803,621回	3.53回
九州②地区	キャリアリンク㈱	19ヶ所	388,123 人	1,705,746回	4.39回	171,429回	0.44回	145,433回	0.37回	2,022,608回	5.21回
九州③地区	アイシー・アル バックスグループ シー・ワイ・シー共同企業体	6ヶ所	163,253 人	313,567回	1.92回	70,728回	0.43回	142,482回	0.87回	526,777回	3.23回
合計		116ヶ所	3,098,316 人	10,830,503回	3.49回	1,369,204回	0.44回	2,093,320回	0.68回	14,293,027回	4.61回
			1ヵ月当たり	1,547,215回	0.50回	195,601回	0.06回	299,046回	0.10回	2,041,861回	0.66回

納付督促の割合	75.8%	9.6%	14.6%
---------	-------	------	-------

## 2. 前回委託事業の取組

平成21年度開始分・平成22年度開始分(H23.10~H24.4)7ヵ月

事業所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
		②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)	
前回委託事業 受託事業者合計	116ヶ所	3,474,046 人	8,364,529回	2.41回	742,415回	0.21回	1,866,362回	0.54回	10,973,306回	3.16回
		1ヵ月当たり	1,194,933回	0.34回	106,059回	0.03回	266,623回	0.08回	1,567,615回	0.45回

納付督促の割合	76.2%	6.8%	17.0%
---------	-------	------	-------

(注)上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

## (イ)(ウ)滞納者への督促実施状況 詳細データ

## 1. 委託事業(今回)の取組

平成25年2月開始分 第1期(H25.2~H25.4)3ヵ月

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
北海道地区	㈱アイヴィジット	16ヶ所	375,937 人	268,531回	0.71回	73,892回	0.20回	98,274回	0.26回	440,697回	1.17回
東北①地区	㈱アイヴィジット	13ヶ所	239,724 人	234,951回	0.98回	34,285回	0.14回	49,399回	0.21回	318,635回	1.33回
東北②地区	日立トリプルウィン㈱	17ヶ所	364,509 人	333,299回	0.91回	55,636回	0.15回	115,484回	0.32回	504,419回	1.38回
北関東信越②地区	㈱アイヴィジット	8ヶ所	567,814 人	419,795回	0.74回	67,380回	0.12回	168,358回	0.30回	655,533回	1.15回
北関東信越③地区	㈱アイヴィジット	20ヶ所	381,122 人	359,345回	0.94回	50,349回	0.13回	107,877回	0.28回	517,571回	1.36回
南関東①地区	㈱バックスグループ	7ヶ所	461,491 人	694,071回	1.50回	57,781回	0.13回	125,704回	0.27回	877,556回	1.90回
南関東②地区	日立トリプルウィン㈱	23ヶ所	801,838 人	594,081回	0.74回	152,085回	0.19回	345,255回	0.43回	1,091,421回	1.36回
南関東④地区	㈱アイヴィジット	13ヶ所	613,043 人	459,605回	0.75回	76,277回	0.12回	271,076回	0.44回	806,958回	1.32回
中部①地区	㈱アイヴィジット	19ヶ所	471,135 人	327,790回	0.70回	50,413回	0.11回	73,664回	0.16回	451,867回	0.96回
中部③地区	㈱アイヴィジット	16ヶ所	483,437 人	365,800回	0.76回	72,559回	0.15回	123,374回	0.26回	561,733回	1.16回
近畿①地区	日立トリプルウィン㈱	15ヶ所	464,763 人	304,812回	0.66回	53,180回	0.11回	128,581回	0.28回	486,573回	1.05回
中国②地区	日立トリプルウィン㈱	14ヶ所	232,264 人	203,404回	0.88回	34,078回	0.15回	67,909回	0.29回	305,391回	1.31回
四国地区	㈱バックスグループ	15ヶ所	220,683 人	360,050回	1.63回	40,885回	0.19回	74,496回	0.34回	475,431回	2.15回
合計		196ヶ所	5,677,760 人	4,925,534回	0.87回	818,800回	0.14回	1,749,451回	0.31回	7,493,785回	1.32回
			1ヵ月当たり	1,641,845回	0.29回	272,933回	0.05回	583,150回	0.10回	2,497,928回	0.44回

納付督促の割合	65.7%	10.9%	23.3%
---------	-------	-------	-------

## 2. 前回委託事業の取組

平成21年度開始分・平成22年度開始分(H24.2~H24.4)3ヵ月

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
前回委託事業 受託事業者合計	196ヶ所	5,631,665 人	6,371,834回	1.13回	578,311回	0.10回	2,047,289回	0.37回	8,997,434回	1.60回
		1ヵ月当たり	2,123,945回	0.38回	192,770回	0.03回	682,430回	0.12回	2,999,145回	0.53回

納付督促の割合	70.8%	6.4%	22.8%
---------	-------	------	-------

(注)上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(工)実施手法別の効果(接触率等) 詳細データ  
平成24年10月開始分 第1期

## 【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触率		効果率		納付月数	寄与率 (月/件)
				接触件数	接触率(%)	納付件数	効果率(%)		
北関東信越①地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体	H24.10～H25.4	930,717件	78,384件	8.4%	13,259件	16.9%	30,457月	2.30月
南関東③地区	㈱オリエントコーポレーション		1,494,320件	271,191件	18.1%	44,609件	16.4%	103,019月	2.31月
中部②地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		889,555件	52,809件	5.9%	12,530件	23.7%	25,814月	2.06月
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱		1,115,028件	177,924件	16.0%	27,627件	15.5%	65,809月	2.38月
近畿③地区	㈱オリエントコーポレーション		1,624,893件	298,473件	18.4%	39,933件	13.4%	90,247月	2.26月
近畿④地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		820,757件	73,842件	9.0%	12,865件	17.4%	29,132月	2.26月
中国①地区	日立トリプルウィン㈱		662,002件	98,700件	14.9%	16,329件	16.5%	36,787月	2.25月
九州①地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		1,273,918件	92,132件	7.2%	24,825件	26.9%	52,050月	2.10月
九州②地区	キャリアリンク㈱		1,705,746件	232,945件	13.7%	44,520件	19.1%	88,364月	1.98月
九州③地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		313,567件	35,868件	11.4%	4,817件	13.4%	10,698月	2.22月
今回(116事務所) 合計		H24.10～H25.4	10,830,503件	1,412,268件	13.0%	241,314件	17.1%	532,377月	2.21月
前回(116事務所)		H23.10～H24.4	8,852,349件	1,513,068件	17.1%	249,907件	16.5%	582,369月	2.33月

## 【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触率		効果率		納付月数	寄与率 (月/件)
				接触件数	接触率(%)	納付件数	効果率(%)		
北関東信越①地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体	H24.10～H25.4	138,555件	47,470件	34.3%	2,545件	5.4%	6,192月	2.43月
南関東③地区	㈱オリエントコーポレーション		131,401件	31,106件	23.7%	1,189件	3.8%	4,345月	3.65月
中部②地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		95,336件	27,079件	28.4%	1,147件	4.2%	2,984月	2.60月
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱		207,809件	42,338件	20.4%	1,680件	4.0%	4,630月	2.76月
近畿③地区	㈱オリエントコーポレーション		173,534件	38,474件	22.2%	939件	2.4%	3,130月	3.33月
近畿④地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		127,885件	29,413件	23.0%	884件	3.0%	2,599月	2.94月
中国①地区	日立トリプルウィン㈱		78,220件	22,473件	28.7%	1,324件	5.9%	3,415月	2.58月
九州①地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		174,307件	49,936件	28.6%	1,918件	3.8%	5,503月	2.87月
九州②地区	キャリアリンク㈱		171,429件	56,242件	32.8%	4,009件	7.1%	9,598月	2.39月
九州③地区	アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体		70,728件	20,419件	28.9%	855件	4.2%	2,003月	2.34月
今回(116事務所) 合計		H24.10～H25.4	1,369,204件	364,950件	26.7%	16,490件	4.5%	44,399月	2.69月
前回(116事務所)		H23.10～H24.4	742,415件	209,304件	28.2%	14,069件	6.7%	38,857月	2.76月

(エ)実施手法別の効果(接触率等) 詳細データ  
平成25年2月開始分 第1期

## 【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触率		効果率		納付月数	寄与率 (月/件)
				接触件数	接触率(%)	納付件数	効果率(%)		
北海道地区	㈱アイヴィジツ	H25.2～H25.4	268,531件	64,745件	24.1%	9,315件	14.4%	23,323月	2.50月
東北①地区	㈱アイヴィジツ		234,951件	59,919件	25.5%	8,196件	13.7%	21,196月	2.59月
東北②地区	日立トリプルウィン㈱		333,299件	56,662件	17.0%	10,152件	17.9%	23,582月	2.32月
北関東信越②地区	㈱アイヴィジツ		419,795件	92,648件	22.1%	15,987件	17.3%	46,903月	2.93月
北関東信越③地区	㈱アイヴィジツ		359,345件	90,111件	25.1%	14,489件	16.1%	36,661月	2.53月
南関東①地区	㈱バックスグループ		694,071件	142,562件	20.5%	18,973件	13.3%	43,854月	2.31月
南関東②地区	日立トリプルウィン㈱		594,081件	109,475件	18.4%	20,795件	19.0%	54,102月	2.60月
南関東④地区	㈱アイヴィジツ		459,605件	96,816件	21.1%	18,607件	19.2%	54,033月	2.90月
中部①地区	㈱アイヴィジツ		327,790件	77,236件	23.6%	11,823件	15.3%	30,536月	2.58月
中部③地区	㈱アイヴィジツ		365,800件	84,009件	23.0%	13,363件	15.9%	37,074月	2.77月
近畿①地区	日立トリプルウィン㈱		304,812件	41,279件	13.5%	9,659件	23.4%	24,418月	2.53月
中国②地区	日立トリプルウィン㈱		203,404件	35,918件	17.7%	6,430件	17.9%	14,070月	2.19月
四国地区	㈱バックスグループ		360,050件	70,733件	19.6%	7,944件	11.2%	17,520月	2.21月
今回(196事務所) 合計			4,925,534件	1,022,113件	20.8%	165,733件	16.2%	427,272月	2.58月
前回(196事務所)			7,104,367件	1,122,375件	15.8%	188,170件	16.8%	444,169月	2.36月

## 【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触率		効果率		納付月数	寄与率 (月/件)
				接触件数	接触率(%)	納付件数	効果率(%)		
北海道地区	㈱アイヴィジツ	H25.2～H25.4	73,892件	16,688件	22.6%	1,153件	6.9%	2,646月	2.29月
東北①地区	㈱アイヴィジツ		34,285件	13,610件	39.7%	919件	6.8%	2,210月	2.40月
東北②地区	日立トリプルウィン㈱		55,636件	18,230件	32.8%	1,002件	5.5%	2,459月	2.45月
北関東信越②地区	㈱アイヴィジツ		67,380件	19,741件	29.3%	1,975件	10.0%	5,432月	2.75月
北関東信越③地区	㈱アイヴィジツ		50,349件	18,014件	35.8%	1,791件	9.9%	4,451月	2.49月
南関東①地区	㈱バックスグループ		57,781件	11,234件	19.4%	239件	2.1%	743月	3.11月
南関東②地区	日立トリプルウィン㈱		152,085件	23,715件	15.6%	1,009件	4.3%	3,379月	3.35月
南関東④地区	㈱アイヴィジツ		76,277件	21,727件	28.5%	1,657件	7.6%	4,933月	2.98月
中部①地区	㈱アイヴィジツ		50,413件	13,630件	27.0%	997件	7.3%	2,449月	2.46月
中部③地区	㈱アイヴィジツ		72,559件	19,121件	26.4%	1,285件	6.7%	3,785月	2.95月
近畿①地区	日立トリプルウィン㈱		53,180件	14,703件	27.6%	762件	5.2%	2,132月	2.80月
中国②地区	日立トリプルウィン㈱		34,078件	8,840件	25.9%	473件	5.4%	1,237月	2.62月
四国地区	㈱バックスグループ		40,885件	6,552件	16.0%	106件	1.6%	334月	3.15月
今回(196事務所) 合計			818,800件	205,805件	25.1%	13,368件	6.5%	36,190月	2.71月
前回(196事務所)			578,311件	139,867件	24.2%	10,874件	7.8%	31,198月	2.87月

**(オ)事業の運営に要した費用**

平成24年10月開始分 第1期

## ◆今回委託(116事務所)

第1期(H24.10~H25.4)			
	1月・件あたり コスト (①/②)	①委託費	②実施結果
合計 (平均)	367.5円	1,718,749千円	4,676,284月・件

※1 「①委託費」は、平成24年10月開始分 第1期の期間中に支払われた委託費である。

※2 「②実施結果」は、平成24年10月開始分 第1期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数と免除等承認件数の合計としている。

## ◆前回委託(116事務所)

平成21年度第4期・平成22年度第2期(H23.10~H24.4)			
	1月・件あたり コスト (③/④)	③委託費	④実施結果
合計 (平均)	274.5円	1,161,967千円	4,232,627月・件

※1 「③委託費」は、落札額(税込)を対象期間及び対象事務所(滞納者数)で按分している。

※2 「④実施結果」は、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数と免除等承認件数の合計としている。

## 委託費と事業実施結果の総括

【平成24年10月開始分 第1期】(H24.10~H25.4)

契約地区名	受託 事務所数	①委託費 (7ヵ月分)	②滞納者数 (期間累計)	③滞納者1人 当たり委託費 ①/②	督促の種類と第1期(7ヵ月間)における督促頻度				⑤実施結果 (獲得月数(件数))	納付1月又は 免除1件獲得 コスト ①/⑤	
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)			
北関東信越①地区	10ヶ所	204,976,800円	378,994人	540.8円	2.50回	0.37回	0.52回	3.38回	160.1円	497,168月・件	412.3円
南関東③地区	8ヶ所	133,110,600円	357,282人	372.6円	4.18回	0.37回	0.51回	5.06回	73.6円	602,807月・件	220.8円
中部②地区	9ヶ所	132,300,000円	234,949人	563.1円	3.89回	0.41回	0.65回	4.94回	113.9円	365,628月・件	361.8円
近畿②地区	12ヶ所	208,813,500円	359,981人	580.1円	3.10回	0.58回	0.94回	4.61回	125.7円	503,554月・件	414.7円
近畿③地区	12ヶ所	213,826,200円	277,952人	769.3円	5.85回	0.62回	0.71回	7.18回	107.1円	509,850月・件	419.4円
近畿④地区	10ヶ所	173,460,000円	258,380人	671.3円	3.25回	0.49回	1.10回	4.84回	138.6円	513,773月・件	337.6円
中国①地区	12ヶ所	119,128,800円	168,444人	707.2円	3.93回	0.46回	0.58回	4.97回	142.3円	273,905月・件	434.9円
九州①地区	18ヶ所	246,225,000円	510,958人	481.9円	2.49回	0.34回	0.70回	3.53回	136.5円	692,131月・件	355.7円
九州②地区	19ヶ所	213,408,300円	388,123人	549.8円	4.39回	0.44回	0.37回	5.21回	105.5円	547,262月・件	390.0円
九州③地区	6ヶ所	73,500,000円	163,253人	450.2円	1.95回	0.43回	0.87回	3.25回	138.4円	170,206月・件	431.8円
合計	116ヶ所	1,718,749,200円	3,098,316人	554.7円	3.51回	0.44回	0.68回	4.63回	119.7円	4,676,284月・件	367.5円

**(オ)事業の運営に要した費用**

平成25年2月開始分 第1期

## ◆今回委託(196事務所)

第1期(H25.2~H25.4)			
	1月・件あたり コスト (①/②)	①委託費	②実施結果
合計 (平均)	314.1 円	1,038,533千円	3,306,187月・件

※1 「①委託費」は、平成25年2月開始分 第1期の期間中に支払われた委託費である。

※2 「②実施結果」は、平成25年2月開始分 第1期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数と免除等承認件数の合計としている。

## ◆前回委託(196事務所)

平成21年度第4期・平成22年度第2期(H24.2~H24.4)			
	1月・件あたり コスト (③/④)	③委託費	④実施結果
合計 (平均)	269.6円	833,037千円	3,089,773月・件

※1 「③委託費」は、落札額(税込)を対象期間及び対象事務所(滞納者数)で按分している。

※2 「④実施結果」は、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数と免除等承認件数の合計としている。

## 委託費と事業実施結果の総括

【平成25年2月開始分 第1期】(H25.2~H25.4)

契約地区名	受託 事務所数	①委託費 (3ヵ月分)	②滞納者数 (期間累計)	③滞納者1人 当たり委託費 ①/②	督促の種類と第3期(6か月間)における督促頻度				督促1回 当たりコスト ③/④	⑤実施結果 (獲得月数(件数))	納付1月又は 免除1件獲得 コスト ①/⑤
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)			
北海道地区	16ヶ所	58,606,500 円	375,937人	155.9 円	0.71 回	0.20 回	0.26 回	1.17 回	133.0 円	200,909月・件	291.7 円
東北地区①地区	13ヶ所	52,189,800 円	239,724人	217.7 円	0.98 回	0.14 回	0.21 回	1.33 回	163.8 円	151,228月・件	345.1 円
東北②地区	17ヶ所	83,103,300 円	364,509人	228.0 円	0.91 回	0.15 回	0.32 回	1.38 回	164.8 円	246,085月・件	337.7 円
北関東信越②地区	8ヶ所	103,076,400 円	567,814人	181.5 円	0.74 回	0.12 回	0.30 回	1.15 回	157.2 円	322,938月・件	319.2 円
北関東信越③地区	20ヶ所	80,167,500 円	381,122人	210.3 円	0.94 回	0.13 回	0.28 回	1.36 回	154.9 円	224,026月・件	357.8 円
南関東①地区	7ヶ所	102,861,600 円	461,491人	222.9 円	1.50 回	0.13 回	0.27 回	1.90 回	117.2 円	270,199月・件	380.7 円
南関東②地区	23ヶ所	138,833,400 円	801,838人	173.1 円	0.74 回	0.19 回	0.43 回	1.36 回	127.2 円	500,795月・件	277.2 円
南関東④地区	13ヶ所	103,319,100 円	613,043人	168.5 円	0.75 回	0.12 回	0.44 回	1.32 回	128.0 円	421,983月・件	244.8 円
中部①地区	19ヶ所	62,571,900 円	471,135人	132.8 円	0.70 回	0.11 回	0.16 回	0.96 回	138.5 円	210,600月・件	297.1 円
中部③地区	16ヶ所	78,150,600 円	483,437人	161.7 円	0.76 回	0.15 回	0.26 回	1.16 回	139.1 円	267,190月・件	292.5 円
近畿①地区	15ヶ所	73,500,000 円	464,763人	158.1 円	0.66 回	0.11 回	0.28 回	1.05 回	151.1 円	239,571月・件	306.8 円
中国②地区	14ヶ所	49,000,200 円	232,264人	211.0 円	0.88 回	0.15 回	0.29 回	1.31 回	160.5 円	131,949月・件	371.4 円
四国地区	15ヶ所	53,153,100 円	220,683人	240.9 円	1.63 回	0.19 回	0.34 回	2.15 回	111.8 円	118,714月・件	447.7 円
合計	196ヶ所	1,038,533,400 円	5,677,760人	182.9 円	0.87 回	0.14 回	0.31 回	1.32 回	138.6 円	3,306,187月・件	314.1 円